

マイナンバーカードを利用した
〔オンラインによる市外転出〕

令和7年4月

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)
1階 戸籍住民課 054-354-2126	オンライン 手続き可能	転出届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(顔認証マイナンバーカードを除く)をお持ちの方は、マイナポータルから転出手続きをすることができます。 ・マイナポータルから転出手続きをした場合、転出証明書は発行されません。 ・マイナポータルでの手続き後、転出手続きの処理状況が「完了」になったことを確認の上、入力した来庁予定日に、転入先の市区町村へ「マイナンバーカード」を持参し、転入手続きをしてください。 ※引越した日から14日以内に転入手続きを行わないとマイナンバーカードが失効します。 ・転出をされる方のうち、マイナンバーカード申請中の方は静岡市での申請手続きが取り止めになりますので、転入先の市区町村にて新たに申請をしてください。
在学中の 小・中学校		公立小・中学校の児童生徒が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの転出手続きが完了したら、今まで通学していた学校に行き、在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受けてください。その際、オンラインで転出手続きが完了していることを学校へ伝えてください。(春休み、夏休み等でも交付します。月～金曜日) ※転校に関する問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】
1階 保険年金課 国民健康保険 054-354-2141 国民年金 054-354-2134 後期高齢者医療 054-354-2208	7番窓口	国民健康保険の加入者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「転出される方の国民健康保険証」等は速やかに静岡市へ返却してください。 ・郵送やオンライン申請により転出手続きをされた後、静岡市の国民健康保険の保険料を再計算します。保険料の金額が変更となる場合は、後日、更正通知書を届出時の世帯主宛てに郵送します。 ・学生が転出する場合や介護施設等に入所のため転出する場合は、在学証明書や施設の入所が確認できるもの等を持参のうえ、区役所窓口で届け出が必要です。(オンラインでの届け出はできません) ・世帯主の転出後、静岡市の同一住所に引き続き国民健康保険の加入者が残られる場合、新たな世帯主名の資格確認書又は資格確認情報のお知らせを作成して郵送します。 ・静岡市転出後は速やかに転入先の国民健康保険の加入手続きをしてください。
	8番窓口	[年金受給者] ・国民年金や厚生年金等の受給者が転出する場合 ・60歳以上で、まだ年金を受給していない方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と、不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルにお問合せください。 ねんきんダイヤル：0570-05-1165 (050から始まる電話の方は、03-6700-1165) ※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。
	9番窓口	[年金加入者] 国民年金の加入者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の加入者(自営業、学生等の第1号被保険者)が転出する場合、転出先の市区町村で転入手続きを行うことにより、国民年金の住所が変更されます。また、使用されていた国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関またはコンビニで引き続きご利用になります。 ※国民年金保険料に関するお問い合わせは、上記のねんきんダイヤルにお問合せください。
3階 子育て支援課 ※2ページ目につづく	給付係	後期高齢者医療制度の加入者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転出後は現在の「後期高齢者医療被保険者証または後期高齢者医療資格確認書」が使えなくなりますので、転出先の市区町村で新しい「後期高齢者医療資格確認書」の交付を受けてください。 ・転出先の市区町村で「負担区分等証明書」が必要な場合は、後期高齢者医療担当までご連絡ください。 ・転出後に保険料の金額が変更になる場合は、後日、更正通知書をお送りします。
		児童手当の受給者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者が届け出てください。(電子申請により届出ができる場合があります。) ※詳しくは子育て支援課給付係(054-354-2120)へお問合せください。 ※転出先での申請で、単身赴任等児童と市外別居の場合、児童のマイナンバー等が必要となる場合があるため、転出先の自治体へ確認してください。
		児童手当の受給者が海外に転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者の変更が必要になる場合があります。(電子申請により届出ができる場合があります。) ※詳しくは子育て支援課給付係(054-354-2120)へお問合せください。
		児童手当の対象児童だけが転出する場合 (18歳以上22歳以下の算定対象児童を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者が届け出てください。(電子申請により届出ができる場合があります。) ・別居の配偶者と児童の個人番号がわかる書類 ※詳しくは子育て支援課給付係(054-354-2120)へお問合せください。
		子ども医療費受給者証の対象児童が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども医療費受給者証」を返却してください。(郵送可・代理人可) ※受給者証の返却のみ。届出は必要ありません。 郵送宛先 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 子育て支援課 給付係
		児童扶養手当受給資格者や対象児童が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者が届け出てください。 ・児童扶養手当証書(受給者のみ)
		ひとり親家庭等医療費助成金受給者や対象児童が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者が届け出てください。 ・ひとり親家庭等医療費助成金受給者証
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人又は連帯保証人が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が届け出てください。 ※蒲原出張所取扱い不可 		

マイナンバーカードを利用した
〔オンラインによる市外転出〕

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
3階 子育て支援課	入園係	こども園・保育園・幼稚園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が届け出てください。（園児が転出する場合は退園届を、家族が転出する場合は変更届を提出していただきます。）（支給認定証の記載内容に変更が生じる場合には、お手元の支給認定証をご返却ください。） 転出先の自治体でも、利用申請等の手続きが必要になります。 静岡市で利用していた（利用している）園にも、転出する旨の報告をお願いします。
1階 高齢介護課	高齢者福祉係	外国人高齢者福祉手当を受けている方（S7.4.1以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり）が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 手続きが必要ですので高齢者福祉課（静岡庁舎）へご連絡ください。問合せ先【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】
	介護保険係	介護保険被保険者証を持っている方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証を返却してください。 介護保険被保険者証の他に、負担割合証等を持っている方は返却してください。 要介護等の認定期間中の方は、転出先の自治体等で手続きをしてください。
1階 障害者支援課		身体障害者手帳をお持ちの方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出先の自治体で手続きをしてください。
		療育手帳をお持ちの方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出先の自治体で手続きをしてください。
		精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出先の自治体で手続きをしてください。
		特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受けている方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出先の自治体で手続きをしてください。
		心身障害者扶養共済制度に加入している方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出先の自治体で手続きをしてください。
		自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者証をお持ちの方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出先の自治体で手続きをしてください。
		重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちの方が転出した場合	<ul style="list-style-type: none"> 転出先の自治体に同様の制度がある場合は、転出先の自治体にて手続きをしてください。（本市の制度についてのお問い合わせ）支援係 054-354-2106
		障害福祉サービス受給者証をお持ちの方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 障害支援区分をお持ちの方で、転出先ですぐにサービス利用を必要とする方は、障害支援区分認定証明書を交付しますので、事前にご相談ください。（相談先）給付係 054-354-2168 上記以外は、転出先の自治体で手続きをしてください。
2階 清水市税事務所		原動機付自転車（125ccまで）の所有者が転出する場合、または市外の方に譲る場合（廃車）	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート、標識交付証明書、窓口に来る方の顔写真付き身分証明書（運転免許証など）・・・窓口での手続きの際の持ち物 ※郵便でも受付しています。静岡市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。問合せ先 市民税係（証明・原付） 054-354-2071
	市民税係	原動機付自転車（125ccまで）以外の問い合わせについては下記にお願いします。 バイク（125cc超～）と普通自動車 【静岡運輸支局登録・検査担当 050-5540-2050】 軽三輪・軽四輪車（660ccまで） 【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】	
		静岡市に住民登録があった時の課税（所得）証明が必要になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 郵便により請求していただくこともできます。詳しくは、静岡市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。問合せ先 市民税係（証明・原付） 054-354-2071

清水区役所版

令和7年4月

マイナンバーカードを利用した
〔オンラインによる市外転出〕

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
2階 保健所 清水支所 054-354-2153	疾病 対策 係	被爆者健康手帳を持っている方が転出する場合	・転出日から30日以内に転出先の保健所に届け出てください。
		特定医療（指定難病）受給者が転出する場合	・本人または家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。
		小児慢性特定疾病医療受給者が転出する場合	・本人または家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。
		自立支援医療（育成医療）受給者が転出する場合	・本人または家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。
		未熟児養育医療受給者が転出する場合	・家族が届け出てください。 ※転出先での手続き完了後、受給者証を返還してください。
		予防接種シールの発行を受けた方が転出する場合	・静岡市の予防接種シールは転出後は使用できないため、破棄して下さい。 ・転出後の接種については、転出先の自治体等で手続きをしてください。
2階 静岡市 まちづくり公社 市営住宅 054-354-2238		市営住宅入居世帯全員が転出する場合	・返還届（退去する15日前まで。用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。）を提出してください。 ・名義人の口座番号等のわかるもの、転出先の住所と電話番号
		市営住宅の名義人が転出する場合	・2階静岡市まちづくり公社へお問い合わせください。
		同居人が転出する場合	・戸籍住民課で転出届出後、異動届（用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。）を提出してください。 ・全員が記載されている住民票（転出者に×印のついているもの 続柄・本籍記載）
4階 清水区役所 地域総務課 054-354-2361	区 民 生 活 係	戦傷病者手帳を持っている方が転出する場合	・転出先の市町村役場で手続きをしてください。
		清水大平山霊園利用者（名義人）が転出する場合	・清水区役所地域総務課にご連絡ください。市営墓地利用者住所変更届出書をお送りします。 ・次のものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者住所変更届出書、転出先の新住民票、市営墓地利用許可証
6階 水道事務所 (水道・下水道)		・水道、下水道のご使用を止めるとき ・井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	・電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 ・連絡先【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後7時 ※ただし、3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554
2階 動物愛護 センター	動物 愛護 係	犬の飼い主として登録してある方が転出する場合	・転出先の市区町村に届出をしてください。 ・マイクロチップが装着された犬の場合は、事前にお電話等で転出先の市区町村にお問合せください。 (問合せ先) 動物愛護センター ※市外局番(054) 静岡市清水区役所 2階 動物愛護第2係(清水区) 354-2403 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所 地域振興係(清水区蒲原・由比) 385-7730 静岡市葵区産女953番地 動物愛護第1係(葵区・駿河区) 278-6409



マイナンバーカードを利用した
〔オンラインによる市外転出〕

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など (下線は持参するもの)																								
<清水庁舎外>																											
市立図書館各館		図書館カードの交付を受けている方が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 図書館カードを持っている本人か、預かっている家族が届け出てください。 <p>〔図書館 問合せ先〕※市外局番(054)</p> <table border="0"> <tr> <td>清水中央図書館</td> <td>354-1331</td> <td>南部図書館</td> <td>288-2151</td> </tr> <tr> <td>清水興津図書館</td> <td>360-4311</td> <td>西奈図書館</td> <td>265-2556</td> </tr> <tr> <td>蒲原図書館</td> <td>388-3456</td> <td>長田図書館</td> <td>259-7878</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>247-6711</td> <td>北部図書館</td> <td>653-1817</td> </tr> <tr> <td>御幸町図書館</td> <td>251-1868</td> <td>麻機分館</td> <td>248-5035</td> </tr> <tr> <td>薬科図書館</td> <td>278-4100</td> <td>美和分館</td> <td>296-6501</td> </tr> </table>	清水中央図書館	354-1331	南部図書館	288-2151	清水興津図書館	360-4311	西奈図書館	265-2556	蒲原図書館	388-3456	長田図書館	259-7878	中央図書館	247-6711	北部図書館	653-1817	御幸町図書館	251-1868	麻機分館	248-5035	薬科図書館	278-4100	美和分館	296-6501
清水中央図書館	354-1331	南部図書館	288-2151																								
清水興津図書館	360-4311	西奈図書館	265-2556																								
蒲原図書館	388-3456	長田図書館	259-7878																								
中央図書館	247-6711	北部図書館	653-1817																								
御幸町図書館	251-1868	麻機分館	248-5035																								
薬科図書館	278-4100	美和分館	296-6501																								
静岡庁舎新館 13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係	し尿くみ取りが廃止になる場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が減った場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人または家族が届け出てください。(電話でも可) 054-221-1264 																								
静岡庁舎新館 15階 戸籍管理課 054-221-1297	霊園・斎場係	愛宕・沓谷・沼上霊園利用者(名義人)が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 後日、次のものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者住所変更届出書、転出先の新住民票、市営墓地利用許可証 																								
		市営納骨堂利用者が転出する場合	<ul style="list-style-type: none"> 届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 後日、次のものを提出または郵送していただきます。 納骨堂利用者住所変更届出書、転出先の新住民票、納骨堂利用許可証 																								